

締約国に関する情報 RW	ルワンダ 一般情報	附属書 B1 RW
国内官庁の名称	Office of Registrar General (Rwanda) (登録長官庁 (ルワンダ))	
所在地及び郵便のあて名	Corner Blvd, de l'Umuganda (Airport Rd), Nyarutarama Road, P.O. Box 6239, Kigali, Rwanda	
電話番号	(250) 252 58 03 38	
ファクシミリ装置	—	
電子メール	blaise.ruhima@rdb.rw louise.kanyonga@rdb.rw	
インターネット	www.rdb.rw www.org.rdb.rw	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
国際出願に関する通知の写しを電子メールで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
ルワンダの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、登録長官庁 (ルワンダ)、アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) ¹ 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
ルワンダが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護 : 登録長官庁 (ルワンダ) ARIPO保護 ¹ : アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) (国内段階参照)	
ルワンダを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内 : 特許, 実用新案 ARIPO ¹ : 特許, 実用新案 (実用新案はARIPO特許に代えて又は追加して求めることができる)	
国際型調査に関するルワンダの規定	第33条 (知的所有権保護法)	
国際公開に基づく仮保護	なし	

[次頁に続く]

1 2011年9月24日以降に行われた国際出願について。

R W

ルワンダ (続き)

R W

ルワンダが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報

ルワンダが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載するか、又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知の日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

な し